

28 防火管理義務対象物

【関連章第7章10】

事例 「有料老人ホームの調理場から出火し、迅速な通報、適正な消火がなされなかった火災」

出火時分 11月 8時ごろ

用途等 有料老人ホーム（要介護者入居） 耐火造 4/0 延 2,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 内壁若干、食用油若干焼損

概要

この火災は、有料老人ホーム1階の調理場から出火したものです。

出火原因は、施設職員が昼食の仕込みのため両手鍋に油を入れ、大型ガスこんろで加熱したままその場を離れ隣室で休憩をしていたため、時間の経過とともに油が過熱され出火したものです。職員が調理場に戻ると両手鍋から炎が天蓋付近まで立ち上がっているのを発見しました。火災を発見した職員数名は周囲に消火器を確認できなかったため水に濡らした布巾や割烹着を鍋に被せましたが炎は収まりませんでした。その後スプリンクラー設備が作動し、作動と同時に駆け付けた防火管理者が持参した粉末消火器で消火し炎は収まりました。また、自動火災報知設備の感知器が発報したことを受信機で確認した職員が火災通報装置の通報ボタンを押下し通報に至っています。自動火災報知設備の地区音響装置が全館一斉鳴動したことで各フロアの職員は異常を察知しそれぞれフロアの状況を確認すると、窓の外に煙が見えたことから入居者をそれぞれの居室へ避難誘導し、煙が入らないよう扉を閉め待機するよう指示しています。

教訓等

この対象物では防火管理者が常駐しており、定期的な自衛消防訓練も実施されていました。しかし、自動火災報知設備が発報する前に施設職員が火災を発見したにもかかわらず、周囲に火災発生を知らせるなどの迅速な連絡や通報がなされず、また消火器具の設置位置がわからず濡れた布巾等を被せ消火を試みるなど受傷する可能性がある行動を取っていました。被害を最小限に止めるためには施設職員が連携した迅速な自衛消防活動が求められます。また、自力避難困難者がいる施設であることから避難についても外へ避難誘導を促すだけでなく出火区画以外の安全な防火区画へ水平に避難誘導することを考慮する必要もあるでしょう。出火階以外のフロアでは各居室へ避難誘導を終えた後、窓を開け排煙を実施しマスクをして煙を吸わないようにするなど具体的な指示を行い入居者の安全を図っています。要介護者が多く利用者の混乱が予想される施設では職員による具体的な指示と冷静な対応が不可欠です。防火管理者が中心となり、日頃から職員間で意思疎通を図るとともに、実践的な自衛消防訓練等を繰り返し実施し防災意識並びに防災行動力の向上に努めましょう。



写真 28-1 大型ガスこんろの状況